

ICC コンサルタンツ 大学・大学院留学 無料出願代行サービス

■ 対象

ICC が提携するオーストラリア・ニュージーランドの大学での留学を希望する学生

日本または海外の高校・大学を卒業(予定)の方 ※外国籍の方は、日本在住で最終学歴が日本の学校である必要があります

■ ICC の提携大学

【オーストラリア】

オーストラリア国立大学、シドニー大学、ニューサウスウェールズ大学、マッコーリー大学、ウーロンゴン大学、シドニー工科大学、メルボルン大学、モナッシュ大学、RMIT 大学、ディーキン大学、クイーンズランド大学、クイーンズランド工科大学、グリフィス大学、ボンド大学、ジェームズクック大学、サザンクロス大学、アデレード大学、西オーストラリア大学、カーティン大学

【ニュージーランド】

オタゴ大学、カンタベリー大学

※上記以外への大学の出願代行は一枚あたり 165,000 円にて代行いたします。

■ 申し込みに必要な書類

☐ 出願代行サービス申込書(エクセル)

☐ 大学指定の入学願書(Application Form)等

※大学によって異なります。詳細は上記出願代行サービス申込書(エクセル)の「出願料と追加書類」タブにてご確認ください

☐ 英文および和文の成績証明書(以下の通り)と卒業証明書

- 大学学部出願の場合:高校 3 年間
- 大学院出願の場合:大学 4 年間(大学院卒業(見込み)の場合:大学 4 年間と大学院 2 年間)

※在学中に交換留学等で海外の高校・大学にも在籍歴がある場合は、留学先の高校・大学の成績も必要になります

☐ IELTS または TOEFL のスコア ※未取得の場合は後日提出してください

☐ パスポート顔写真面のコピー ※未取得の場合は後日提出してください

※追加で書類の提出が必要となる場合、ICC よりご案内いたします。

■ 無料出願代行サービスに含まれる内容

志望校や学部選びのカウンセリング、出願書類の認証・確認、最大3大学までの出願、大学に支払う出願料の代行支払い(ご希望の場合)(※1)、可否通知や入学許可証の受理および案内、出発前オリエンテーション(動画配信)、海外旅行障害保険の案内(※2)

※1 出願完了後、ICC より出願料に手数料を加えた金額を日本円で請求致します(振込手数料はご負担ください)。

クレジットカード情報をお預かりして代理でお支払いすることも可能です。

※2 ICC は AIG 損害保険会社の代理店です。加入は任意ですが、入学許可証を受理された皆様にご案内をお送りします。

■ 無料出願代行サービスに含まれない内容

3大学以上への出願(※1)、大学に支払う出願料、入学許可証受理後の授業料支払いや入学手続、学生ビザ手配、滞在先手配、フライト・空港送迎手配等の渡航手続、渡航後の現地サポート(※2)

※1 1校あたり 16,500 円で追加出願を承っています。ご希望の方は申込書の「第四希望大学」以降をご入力下さい。

※2 渡航手続および渡航後の現地サポートは別途有料サポートにて承っております。ご希望の方はお問い合わせください。

■ サービス提供期間

入学許可証の受理が完了するまで

無料出願代行サービス 契約条項

株式会社 ICC コンサルタンツ(以下「甲」とします)と、留学希望者(以下「乙」とします)は、以下の内容により、オーストラリアまたはニュージーランド大学・大学院 無料出願代行サービス(以下「本サービス」とします)に関する契約を締結します。

第1条 サービスの目的

本サービスは、甲が提携するオーストラリア・ニュージーランド(以下「留学国」とします)の大学(以下「留学先」とします)への入学を希望する乙に対して、甲が、乙の希望、成績等に応じた留学先の選定につき助言を行い、入学のために必要な諸手続の代行等のサービスを提供し、乙の留学の実現をサポートすることを目的としています。

第2条 サービスの提供期間

乙が「無料出願代行サービス申込書」を甲に提出し、甲によるサービス受付承認後から入学許可証の受理が完了するまでとします。

第3条 サービスの内容

甲は、乙に対し、以下のサービスを提供します。

- 志望校選びと留学先の紹介
乙の成績、学力、英語力、目的、希望、予算等の条件を基に、合格可能性が高いと判断される留学先を助言します。留学先の紹介は大学のほか、ファウンデーション、ディプロマ、事前の語学等、大学に入学するために必要なコースも含まれます。
- 出願書類の確認
必要書類の確認、出願書類の認証、願書作成アドバイスを行います。
- 出願書類の認証
成績証明書、卒業証明書、IELTS などの英語スコアの書類認証を行います。
- 出願
乙に代わり3校まで無料で出願を行います。出願は大学の他、必要に応じてファウンデーション、ディプロマ、事前の語学等、大学に入学するために必要なコースを含みます。
- 可否通知の受理
合格条件や合格受諾方法についてご案内します。
- 入学許可証の受理
合格受諾先から発行された入学許可証を受理し、ご案内します。
- 出発前オリエンテーション(動画)の案内
渡航前及び渡航後に必要となる情報や、現地での生活の心構え等の情報を提供します。

第4条 拒否事由

甲は、次に定めるいずれかの事由が認められる時、乙の申込みをお断りすることがあります。

- 乙が本サービスの趣旨を十分に理解していないと甲が判断したとき
- 乙が未成年である場合に親などの法定代理人の同意がないとき
- 乙の希望を受け入れられないと甲が判断したとき
- 乙の志望校から入学が拒否される可能性が高いと甲が判断したとき
- 乙の過去の既往症や現在の心身の健康状態からみて、留学が不適切であると甲が判断したとき
- その他甲において乙の受入れが困難であると判断したとき

第5条 必要書類

甲は、乙に対して、出願に必要な書類をお知らせします。乙は、指定された書類に指定された言語で記入した上で、必ず指定の期日までに甲の担当者に交付して下さい。なお、一度提出された書類は返却されません。

第6条 諸費用

甲は、乙に対し、第3条に記載されたサービスの範囲に限り、無償で本サービスを提供するものとします。但し、本条第1項、及び第2項の費用は別途発生します。

1. 大学に支払う出願料

乙が希望する場合甲は乙の出願料の代行支払いを行い、出願完了後乙に対し出願料に甲指定の手数料を加えた金額を請求します(振込手数料は乙負担とします)。なお、請求は日本円によるものとし、精算方法は請求日当日の三井住友銀行のTTS送金レートに一律3円加算した円貨を適用します。なお、乙のクレジットカードにより出願料を支払うことも可能です。

※出願料が免除となる場合

乙は、甲が主催する各種イベント参加時に、大学担当者が乙の学力や英語力を判断した上で、出願料免除(Fee Waiver)を受ける場合があります。出願料免除の期間や条件は大学により指定があります。

2. 追加サービス費用

乙は甲に対し、追加サービスに申し込む場合、定められた追加費用を支払います。

第7条 留学費用等の支払い

- 乙は、入学金、授業料、教材費、滞在費、滞在先予約金、宿泊費、食費、空港出迎え料、緊急送料、書類の英訳費、その他留学において必要とさ

れる留学費用(各学校により異なります。)などを、指定された期日までに指定の銀行口座に振り込むものとします。指定の期日までに入金されない場合、甲において留学手続を停止することがあります。この場合、希望の出発時期までに留学手続が完了しないことがあります。甲はその責任を一切負いません。

- 乙が希望する場合、甲は乙から前項に規定する留学費用をお預りした上で支払いを代行します。留学費用等は、受け入れ先が期日を定めている場合や、制度上必要な場合を除き、出発予定日から起算して90日以上前にお支払いいただくことはありません。指定の期日までに入金されない場合、甲において留学手続を停止することがあります。この場合、希望の出発時期までに留学手続が完了しないことがあります。甲はその責任を一切負いません。
- 請求は日本円によるものとし、精算方法は請求日当日の三井住友銀行のTTS送金レートに一律3円加算した円貨を適用します。なお、留学先により現地到着後に費用の精算を乙と留学先が直接行う場合があります。振込手数料については乙負担とします。
- 留学先の事由で留学費用等が増額変更されることもあります。この場合、乙は留学先に対し甲が指定する方法で必要な差額を支払うものとします。

第8条 解約、返金

留学先・滞在先各機関に支払われた学費、滞在先費用等の返金については、当該機関の定めによります。なお、航空券等運輸機関及び海外旅行傷害保険(留学生保険)の手配に関する解約料及び払戻金額については当該機関の定めによります。

第9条 内容の変更

甲は、以下の場合本サービスの内容を変更することができます。

- 不可抗力により、甲が本サービスを提供することが不可能または著しく困難になった場合
- 留学先、滞在先、交通機関等が、その運営するサービスの内容を変更した場合
- その他やむを得ない事情によりサービス内容変更の必要が生じた場合

第10条 免責事項

- 甲は、次に例示するような事由により、乙が留学できず、または留学希望先校への正式入学ができなかった場合は、乙に対し損害賠償その他の責任を負いません。
 - 乙の成績及び語学力が不足したため、乙が希望の留学先に合格しなかった場合
 - 出願した学校、コースなどが定員に達していて入学できなかった場合
 - 通信事情または留学先の事情により入学許可証が期日までに届かなかったために入学できず、または予定していた時期に入学できなかった場合
 - 条件付合格の場合において、乙が、留学先が定める英語力・学力等の基準に事前研修期間内に到達せず入学ができなかった場合
 - 乙が留学先から乙の希望する他大学に編入できなかった場合
 - 甲が、留学先等から送られてくる最新資料に基づき入学手続代行等の手配をしたにもかかわらず、留学先等の事情により入学基準の変更、授業内容の変更、授業時間や回数の変更、滞在先の変更、その他留学内容に関する変更がなされた場合
 - 乙に起因する理由で入国を拒否された場合、または留学国の入国管理局等の当該機関による学生査証(ビザ)の発給が遅延・拒否されたことによって、留学国への入国が遅延または不可能になった場合。
- 甲は、次に例示するような事由により乙に不利益または損害が発生した場合、乙に対し損害賠償その他の責任を負いません。
 - 運輸機関の遅延、フライトのキャンセル、ハイジャック、ストライキ、事故、陸海空における不慮の災難、その他不可抗力または第三者の責による交通機関に関する乙の不利益・損害
 - 天変地異、政変、テロ、動乱、戦争、ストライキ等の不可抗力によって発生した乙の不利益・損害
 - 留学国が学生ビザ発給基準、滞在許可条件等を変更することによって発生した乙の不利益・損害
 - 留学先及びホームステイ、寮等の滞在先における、盗難・事故・係争など乙の留学国滞在中または渡航中に受けた不利益・損害
 - 乙の留学国渡航中、滞在中及び旅行中に発生した、怪我、病気等に基づく不利益・損害
 - 乙による麻薬、覚醒剤、その他の薬物の使用、所持もしくは飲酒、喫煙またはこれに関連して起こった全ての不利益・損害と責任
 - 為替、物価の変動、学費や滞在費等の改定による乙の経済的損失
 - 留学先から停学、放校、退学等の処分を受けた場合の不利益・損

- 害(学費、滞在費の損失を含む)
- 9) 乙が留学を取り止めた場合の学費、滞在費等の残金返金等の責任
 - 10) この学力・英語力不足に起因する留学先への入学不許可または入学後の留年等についての責任
 - 11) この学業成績や資格試験の結果が不良であったことの責任
 - 12) 乙が留学国滞在のための海外旅行傷害保険(留学生保険)に加入していなかった場合の現地における事故、病気等に基づく補償
 - 13) 留学国の法令・風俗・道徳及び留学先教育機関の規則等についての乙の無知または認識不足により乙が受けた不利益・損害
 - 14) 留学中の通学、スポーツ、自動車の運転に基づく不利益・損害
 - 15) 本プログラムは、旅行業法に基づく営業保証金および弁済業務保証金の対象外となります。
3. 以上の免責事項に該当する場合、支払われた費用、所要実費は本サービスの進行状況により返金されない場合があります。

第11条 責任範囲

甲は、本サービスに係る義務を甲の故意または過失に基づき履行しなかった場合、乙に生じた損害を賠償する責任を負担し、それ以外の場合、損害については責任を負いません。

第12条 研修成果の不担保

本サービスは甲が乙に対して乙の条件や希望に合う留学先への出願代行を目的としています。従って、語学及び学力の向上などの事前研修機関または留学先での研修成果や、条件付合格における条件の成就、留学後の進路の保証、ホームステイ等の滞在先に対しての満足、その他留学による心理的満足を保証するものではありません。

第13条 損害賠償義務

乙が故意または過失により甲に損害を与えた場合、乙及び親権者は連帯して直ちに甲に対し損害の賠償をしなければなりません。

第14条 準拠法令等

本契約の解釈及び本契約に定めない事項については、日本国内の法令及び慣習によるものとします。

第15条 裁判管轄

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条 約定の変更

本契約は、事情により告知なしに変更されることがあります。

第17条 発行期日

本契約の内容は、2025年8月1日以降に申し込まれる契約に適用されます。

---(以上、契約条項)---

個人情報の取扱いについて

株式会社 ICC コンサルタンツは、お客様の個人情報の取り扱いについて、下記の通り適切な取り扱いに努めます。

1. 個人情報を利用する目的
取得した個人情報の利用目的は、当社が提供するプログラム(以下、「本サービス」という)への参加手続及びそれに関連するご連絡、本サービスの実行及びそれに関連するサポート管理、お申込みされたご契約の履行(ご契約内容は、プログラム契約書を参照ください)、ご本人の同意またはご希望条件を満たす、受入れ先となる企業・学校・団体等への個人情報の提供、当社が提供する留学プログラムやセミナー、フェア等のご案内、当社または本サービスへのご質問、お問合せに対する回答のために利用し、それ以外の目的で利用することはありません。また、本サービスをお申込みされる方が未成年者(満20歳未満の方)の場合は、保護者の同意を頂いた上で、個人情報をご提供ください。ビザ申請手続代行時に、申請費用のお支払のためにクレジットカード決済が必要な場合があります。当社または当社が業務委託する機関が申請代行を行う場合、入国管理機関等が指定するビザ申請フォーム等にて決済処理をクレジットカードで行う場合があります。また、緊急時に発生する決済処理においてもクレジットカード情報をご提供いただく場合があります。なお、当社では最大1カ月間保管した後、適切に廃棄します。但し、ビザ申請状況により保管期間を延長する可能性があります。
2. 要配慮個人情報の取得、利用及び提供について
本サービスの参加手続及び渡航手配、本サービスの実行及びそれに関連するサポート管理のため、病歴・アレルギー・既往症等の健康に関する情報、旅券番号、宗教・文化的制約等の機微な個人情報の取得、ならびに当社が業務委託する旅行代理店、受入れ先となる企業・学校・団体等への提供、滞在先、現地サポート者等、外国にある第三者へ提供する可能性があります。
3. 個人情報の第三者提供について
取得した個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲において、外部委託することがあります。また、個人情報は次の通り、第三者提供します。
 - 1) お申込みされたご契約の履行(ご契約内容は、各プログラムの契約事項を参照ください)のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先、語学スキル等をご本人の同意またはご希望条件を満たす、留学先またはインターンシップ先となる企業・学校・団体等に提供します。
 - 2) お申込みされた留学プログラムの実施に必要な渡航及び宿泊手配のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先等を渡航及び宿泊手配を行う旅行代理店に第三者提供します。
 - 3) お申込みされた留学プログラムの実施に必要なビザ取得または緊急時に発生する決済処理のため、電話、郵送またはインターネット経由で、カード番号、カード会社、カード有効期限、セキュリティコード、名義、電話番号等を当該入国管理機関等に第三者提供します。
4. 取得の任意性について
個人情報のご提出は任意ですが、個人情報を提供していただけない場合は上記の各利用目的に沿った取り扱いが適切に遂行できない場合があります。
5. 個人情報の開示等の請求について
当社に提供して頂いた個人情報は、利用目的の通知、個人情報の開示、訂正、項目の追加または削除、消去や利用停止、提供停止を求める権利があります。個人情報の開示等の請求を行う場合は、下記までご連絡ください。

【個人情報に関するお問い合わせ先】

株式会社 ICC コンサルタンツ

個人情報保護管理者: IT・コンプライアンス統括室 マネージャー

TEL: 03-6434-1315 E-mail: info@iccworld.co.jp

受付時間 平日(祝祭日を除く) 10:00~17:00

---(以上、個人情報の取扱い)---